

「原子力発電所内部情報受付窓口」への通報内容と調査結果

| | | | | | | | |
|---|-------|-------|------------|------|------------|------|------------|
| 処理番号 | H20-2 | 受付 | H21. 1. 21 | 調査依頼 | H21. 1. 22 | 報告受領 | H21. 2. 16 |
| 通 報 内 容 | | | | | | | |
| 発生等日時 | | 発生等場所 | 発電所構内 | | | | |
| <p>○これまで数多くの事故があったが、それはごくごく一部にすぎず、「小さなケガ、小火」のすべてが表ざたにならなかつただけである。</p> <p>【具体的事例】</p> <p>◎昨年の火災通報の遅れ（電力が小火と判断し通報するかしないか検討した為に通報が遅れる）←火災が続いていた為 当日の昼礼で「火災について、今、電力が通報するかしないか検討している」と報告された。</p> <p>◎20年12月中旬（東電打ち上げ日） K 6 若しくはK 7 A工業の社員（作業班長）手の「骨折」 （K 7の喫煙室にて社員同士の会話を偶然耳にする）</p> <p>◎21年1月15日 号機不明 作業員 足の「骨折」（電力医務室に収容後部外の病院へ搬送：アカチン労災） （昼礼で報告された）</p> <p>○人材の問題にしても、目を疑うべき「イレズミ」をしている人がいるが、これで安全・安心できだろうか。質を疑う。</p> <p>○「知識、資格、経験」を持たない人が「放射線管理担当者」として現場を任されている。作業現場を離れ「寝る」という放管員もいる。「あ～あ今日もかくれて寝てたさあ」という会話を私自身も日常的に耳にしている。</p> <p>○このような現場で、原発内の安全と信頼が守られるだろうか？ひとつ間違えば重大な事故につながる。「身体汚染」こそ出ていないが、いつ出てもおかしくないのが私が見た現状・現実である。</p> <p>○一人の放管員が3～4現場（K 1～K 7）までを管理している実態があるが、無理承知で電力側は黙視している。</p> <p>○「7号機の運転再開」の前に事実をかくさず全て公表し、心から安心を約束すべきことが信頼へつながるのではないかと思う。</p> | | | | | | | |

| |
|--|
| 調 査 結 果 |
| <p>○「具体的事例」の調査結果について</p> <p>○火災通報の遅れについて</p> <p>ご指摘いただいた火災につきましては、平成20年12月8日に6号機において発生した火災のことと存じますが、当日における火災及び通報に関する時系列は、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10:32頃 発煙を確認した作業員が消火活動（その際煙を吸って体調不良） ・ 10:40 協力企業作業員が当社中央制御室の当直長に「溶接作業で煙を吸って |

体調が悪くなった者がいる」と連絡。連絡した協力企業作業員は火災の現場を見ていないため、火災の認識はなく、体調不良者がいることのみを連絡。そのため、連絡を受けた当直長も火災の認識はなかった。当社に連絡する立場にあった協力企業作業員は、上述の作業員が、内線電話で通話しているのを見て、当社への火災発生の連絡は行われていると思ひ込み、自ら連絡する必要はないと考え当社への連絡は行わず

- ・ 11:20～37頃 当社が煙を吸って体調不良となった作業員状況を確認していた際に、協力企業から溶接装置より発煙があり消火器具を使用したとの情報を得、直ちに消防へ連絡（11：37）。

- ・ 12:20 プレスに情報提供

上記のとおり、当社から消防署への火災発生の連絡に遅れが生じましたが、この通報の遅れは、火災発生の通報が既になされているとの思い込みにより当社への連絡が遅れたことが原因であり、申告内容にあるような「通報するかしないかを検討したため通報が遅れた」というのは、事実ではなく、この内容は、火災翌日に実施された原子力安全・保安院の立入検査においても確認されております。

また、「昼礼で電力が通報するかしないか検討している」と報告されたとありますが、既に消防署に11時37分に連絡済みであること、さらに12時20分にはプレスにも情報提供を行なっていることから、ご指摘のような内容が昼礼で報告された経緯は分かりかねますが、上述の状況全体を踏まえての報告とはなっていなかったのではないかと思います。

なお、火災発生時の現場から当社への連絡については、適切に行うよう再度周知・徹底を行っています。

○20年12月中旬の「骨折」事例について

ご指摘いただきました「12月中旬（東電打ち上げ日）」とは、12月17日のことと存じます。当該のA工業の責任者及びA工業への発注企業に対し聞き取り調査を実施した結果、骨折した社員は存在しないとのことでした。

○21年1月15日の「骨折」事例について

ご指摘いただきました1月15日前後におきまして、当社医務室の看護師の日誌の確認及び看護師本人への聞き取りによる確認を実施しましたが、骨折の事例はありませんでした。

以上、ご指摘いただいた3件はいずれも伝聞とのことですが、発電所構内のトラブル等につきましては、「構内電子掲示板」、「あいさつ運動チラシ」等で構内で働く方々への情報提供に努めているところですのでご覧いただければ幸いです。なお、ご不明の点があれば遠慮なく構内で働く方々のご意見・ご要望を承る「パートナーシップ委員会」窓口にお問い合わせ下さい。

○「人材の問題」、「知識、資格、経験を持たない人が放射線管理担当者として現場を任されている」等について

当社では、現場における放射線管理の責任を負っている協力企業に対して「放射線管理責任者」及び「放射線管理員」を選任することを求めており、当社が選任届を受理する際、当該者が予め定めた所定の要件を満足していることを確認しています。なお、協力企業は必要に応じて「放射線管理補助員」を配置することができますが、放射線管理補助員については、特段の要件は定めておりません。放射線管理補助員はあくまで補助業務のみ行い、現場作業を担当することはありません。

放射線管理員の配置につきましては、協力企業において、作業場所の線量率や汚染の程度によって配置いたします。例えば、重点管理が必要な場合には複数名の放射線管理員を常時配置しますが、ご指摘のとおり、低線量・低汚染作業については一人の放射線管理員が複数の現場を担当することも可能です。

個々の放射線管理員は誠実に職務を行なっていると考えますが、この様なご指摘を受けたことを協力企業の放射線管理責任者・放射線管理員で構成される「放射線管理者連絡会」で報告し、なお一層職務に精励するように努めてまいります。

○「事実をかくさずすべて公表し、心から安心を約束すべきことが信頼につながる」について

当社では、これまでも発生した人身災害や火災等につきましては、皆さまに公開しております公表基準に基づいて公表を行うとともに、安全・品質の向上のため、不適合として管理し、再発や未然防止、作業改善の糧としてまいりました。これは、構内協力企業の皆さまから、速やかに的確な報告をいただくことが大前提でありますので、報告をいただきやすい環境作りという点にも意を配ってまいります。

今後とも地域の皆さまから信頼され、安全で安心いただける発電所を目指して、安全管理、透明性確保に引き続き努めてまいりますのでよろしく願いいたします。